

プロジェクト 税効果会計

項目 本日の審議事項

前回までの検討事項

1. 税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）では、日本公認会計士協会（JICPA）から公表されている税効果会計に関する実務指針（会計処理に関する部分）について、第 329 回企業会計基準委員会（2016 年 2 月 10 日）及び第 30 回専門委員会（2016 年 2 月 4 日）以降、5 本の実務指針を以下のように 3 本の会計基準等に移管すべく、審議を行っている。

JICPA の実務指針	移管後の会計基準等（仮称）
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 会計制度委員会報告第 6 号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（以下「連結税効果実務指針」という。） ➤ 会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（以下「個別税効果実務指針」という。） ➤ 会計制度委員会「税効果会計に関する Q&A」（以下「税効果 Q&A」という。） 	(1) 「税効果会計に係る会計基準の適用指針（仮称）」（以下「税効果適用指針（案）」という。）
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 会計制度委員会報告第 11 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」 	(2) 「中間財務諸表における税効果会計に関する適用指針（仮称）」
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」 	(3) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という。）

2. このうち、法人税等会計基準については、2017 年 3 月 16 日に公表された。
3. その他の実務指針等の移管に関し、開示については、企業会計基準委員会で 8 回、専門委員会で 10 回、審議を重ねている。また、税効果適用指針（案）については、専門委員会で 9 回審議を重ねている。この間、開示については、2017 年 1 月 23 日及び 24 日に、利用者、作成者および監査人にアウトリーチを実施した。

本日の検討事項

4. 本日は、開示に関する以下の論点の審議を行う。
- 仮に開示を追加する場合の「「税効果会計に係る会計基準」の一部改正(文案)」¹ (審議事項(7)-2)
 - 開示の検討－税法の改正の影響 (審議事項(7)-3)
 - 第356回企業会計基準委員会及び第48回専門委員会で聞かれた意見 (審議事項(7)-4)

以 上

¹ 単体の税効果会計に関する開示について一部又は全部を省略するかどうかの論点に関しては、次回以降検討することとし、本日は連結の開示を検討するため、仮に連結と単体の双方に開示する場合のイメージ案を作成している。

また、これまで検討してきた開示の資料については、審議事項(7)-2 参考資料2 及び参考資料3 としている。